

## 【第一条関係】

### 青森市公営企業の設置等に関する条例（平成十七年条例第二百十九号）

#### 新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次 〔略〕</p> <p>第一条～第十条の二 〔略〕</p> <p>（<u>法の全部</u>適用）</p> <p>第十条の三 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、公共下水道事業等に<u>法の規定の全部</u>を適用する。</p> <p>第十条の四 〔略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第十条の五 法第七条ただし書の規定に基づき、水道事業、<u>自動車運送事業及び公共下水道事業等</u>を通じて公営企業管理者（以下「管理者」という。）一人を置く。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第十一条～第十五条 〔略〕</p> <p>（業務状況説明書類の提出等）</p> <p>第十六条 管理者は、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに市長に提出しなければならない。</p>	<p>目次 〔略〕</p> <p>第一条～第十条の二 〔略〕</p> <p>（<u>財務規定等の適用</u>）</p> <p>第十条の三 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定により、公共下水道事業等に<u>法第二条第二項に規定する財務規定等</u>を適用する。</p> <p>第十条の四 〔略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第十条の五 法第七条ただし書の規定に基づき、水道事業及び<u>自動車運送事業</u>を通じて公営企業管理者（以下「管理者」という。）一人を置く。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>第十一条～第十五条 〔略〕</p> <p>（業務状況説明書類の提出等）</p> <p>第十六条 管理者は、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに市長に提出しなければならない。</p>

【第一条関係】

改正後	改正前
<p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>一 事業の概要</p> <p>二 経理の状況</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。</p> <p>4 前三項の規定は、病院事業_____について準用する。この場合において、第一項、第二項第三号及び第三項中「管理者」とあるのは「市長」と、第一項中「市長に提出」とあり、並びに第二項及び第三項中「提出」とあるのは「作成」と読み替えるものとする。</p> <p>第十七条 〔略〕</p>	<p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>一 事業の概要</p> <p>二 経理の状況</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。</p> <p>4 前三項の規定は、病院事業<u>及び公共下水道事業等</u>について準用する。この場合において、第一項、第二項第三号及び第三項中「管理者」とあるのは「市長」と、第一項中「市長に提出」とあり、並びに第二項及び第三項中「提出」とあるのは「作成」と読み替えるものとする。</p> <p>第十七条 〔略〕</p>

【第二条関係】

青森市事務分掌条例（平成十七年条例第二十五号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 〔略〕</p> <p>（部の設置）</p> <p>第二条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>税務部</p> <p>市民部</p> <p>環境部</p> <p>福祉部</p> <p>保健部</p> <p>経済部</p> <p>農林水産部</p> <p>都市整備部</p> <p>――</p> <p>浪岡振興部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第三条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一～九 〔略〕</p> <p>企画部</p> <p>一～七 〔略〕</p> <p>税務部</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>市民部</p> <p>一～七 〔略〕</p>	<p>第一条 〔略〕</p> <p>（部の設置）</p> <p>第二条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>税務部</p> <p>市民部</p> <p>環境部</p> <p>福祉部</p> <p>保健部</p> <p>経済部</p> <p>農林水産部</p> <p>都市整備部</p> <p><u>水道部</u></p> <p>浪岡振興部</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第三条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>一～九 〔略〕</p> <p>企画部</p> <p>一～七 〔略〕</p> <p>税務部</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>市民部</p> <p>一～七 〔略〕</p>

【第二条関係】

改正後	改正前
環境部 一～四〔略〕	環境部 一～四〔略〕
福祉部 一～三〔略〕	福祉部 一～三〔略〕
保健部 一・二〔略〕	保健部 一・二〔略〕
経済部 一～六〔略〕	経済部 一～六〔略〕
農林水産部 一～六〔略〕	農林水産部 一～六〔略〕
都市整備部 一～十一〔略〕	都市整備部 一～十一〔略〕
_____	<u>水道部</u> 一 下水道に関する事項
浪岡振興部 一・二〔略〕	浪岡振興部 一・二〔略〕
第四条・第五条〔略〕	第四条・第五条〔略〕

【第三条関係】

青森市職員定数条例（平成十七年条例第三十四号）

新旧対照表

改正後				改正前			
<p>第一条 〔略〕</p> <p>（職員の定数及びその配分）</p> <p>第二条 職員の定数は、次の表の第一欄及び第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。この場合において、職員の定数の当該事務部局内の配分は、同表の第四欄に掲げるものが定めるものとする。</p>				<p>第一条 〔略〕</p> <p>（職員の定数及びその配分）</p> <p>第二条 職員の定数は、次の表の第一欄及び第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。この場合において、職員の定数の当該事務部局内の配分は、同表の第四欄に掲げるものが定めるものとする。</p>			
職員区分	所属区分	職員の定数	職員の定数の配分	職員区分	所属区分	職員の定数	職員の定数の配分
市長の事務部局の職員	市民病院を除く事務部局	千三百十八人 （うち福祉事務所二百三十六人）	市長	市長の事務部局の職員	市民病院を除く事務部局	千四百二十八人 （うち福祉事務所二百三十六人）	市長
	市民病院	七百五人			市民病院	七百五人	
議会の事務部局の職員		二十二人	議長	議会の事務部局の職員		二十二人	議長
教育委員会の所管に属する職員	事務部局	百八十八人	教育委員会	教育委員会の所管に属する職員	事務部局	百八十八人	教育委員会
	学校	百二十六人			学校	百二十六人	
選挙管理委員会の事務部局の職員		十一人	選挙管理委員会委員長	選挙管理委員会の事務部局の職員		十一人	選挙管理委員会委員長
監査委員の事務部局の職員		九人	代表監査委員	監査委員の事務部局の職員		九人	代表監査委員
農業委員会の事務部局の職員		十九人	農業委員会	農業委員会の事務部局の職員		十九人	農業委員会

【第三条関係】

改正後				改正前			
公営企業の 事務部局の 職員	水道事業、 公共下水 道事業及 び農業集 落排水事 業	二百七十 五人	公営企業管理 者	公営企業の 事務部局の 職員	水道事業	百六十五 人	公営企業管理 者
	自動車運 送事業	百五十四 人			自動車運 送事業	百五十四 人	
青森地域広 域事務組合 への派遣職 員		四百三十 三人	市長	青森地域広 域事務組合 への派遣職 員		四百三十 三人	市長
合計		三千二百 六十人		合計		三千二百 六十人	

【第四条関係】

青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年条例第五十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 〔略〕</p> <p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 〔略〕</p> <p><u>十三から十五まで</u> 削除</p> <p>十六～二十三 〔略〕</p> <p><u>二十四から二十八まで</u> 削除</p> <p>二十九～四十二 〔略〕</p> <p>第三条～第十四条 〔略〕</p> <p><u>第十五条から第十七条まで</u> 削除</p>	<p>第一条 〔略〕</p> <p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 〔略〕</p> <p><u>十三</u> 下水処理作業手当</p> <p><u>十四</u> 下水管きよ清掃等手当</p> <p><u>十五</u> 削除</p> <p>十六～二十三 〔略〕</p> <p><u>二十四から二十七まで</u> 削除</p> <p><u>二十八</u> 水質検査、塩素取扱手当</p> <p>二十九～四十二 〔略〕</p> <p>第三条～第十四条 〔略〕</p> <p>（下水処理作業手当）</p> <p><u>第十五条</u> 下水処理作業手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 下水処理施設に勤務し、直接下水処理作業に従事する職員</p> <p>二 前号に規定する職員で交替制勤務に従事するもの</p> <p>2 前項第一号の手当の額は、月額六千百円とし、同項第二号の手当の額は、月額七千七百円とする。</p> <p>3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六千百円」とあるのは「六千百円に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間</p>

【第四条関係】

改正後	改正前
<p>第十八条・第十九条 〔略〕</p> <p>(夜間特殊業務手当)</p> <p>第二十条 夜間特殊業務手当は、ごみ処理施設_____に勤務し、深夜においてごみ処理作業_____に従事する職員に支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十一条～第二十五条 〔略〕</p>	<p><u>で除して得た数（以下この項において「勤務割合」という。）を乗じて得た額」と、「七千七百円」とあるのは「七千七百円に勤務割合を乗じて得た額」とする。</u></p> <p><u>(下水管きよ清掃等手当)</u></p> <p><u>第十六条 下水管きよ清掃等手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、第一号に掲げる職員が同一日において、同号の作業に従事し、かつ、第二号の作業にも従事した場合には、第一号のみの作業に従事したものとみなして支給する。</u></p> <p><u>一 下水管きよ等の清掃作業を本務とする職員が、当該作業に従事した場合</u></p> <p><u>二 職員が、下水管きよ等内の現場監督、貯留槽の消石灰取り除き作業又は洗浄タンク、濃縮タンク、曝気槽、沈砂池若しくは沈殿池の清掃作業に従事した場合</u></p> <p><u>2 前項第一号の手当の額は作業に従事した日一日につき四百十円、同項第二号の手当の額は作業に従事した日一日につき二百四十円とする。</u></p> <p><u>第十七条 削除</u></p> <p>第十八条・第十九条 〔略〕</p> <p>(夜間特殊業務手当)</p> <p>第二十条 夜間特殊業務手当は、ごみ処理施設<u>又は下水処理施設</u>に勤務し、深夜においてごみ処理作業<u>又は下水処理作業</u>に従事する職員に支給する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十一条～第二十五条 〔略〕</p>



【第四条関係】

改正後	改正前
<p>第二十六条から第三十条まで 削除</p> <p>第三十一条～第四十四条 [略]</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第九条_____、第十八条第一項第一号、第二十四条第一項第二号及び第三十八条に規定する手当は、その月において当該職務に従事した日が十日未満の場合には、これを支給しない。</p> <p>4 [略]</p> <p>第四十六条～第四十八条 [略]</p>	<p>第二十六条から第二十九条まで 削除</p> <p>(水質検査、塩素取扱手当)</p> <p>第三十条 水質検査、塩素取扱手当は、<u>下水処理施設等に勤務する職員が、水質の検査作業又は塩素ポンベの取付け作業に従事した場合に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百五十円とする。</u></p> <p>第三十一条～第四十四条 [略]</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第四十五条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第九条、<u>第十五条</u>、第十八条第一項第一号、第二十四条第一項第二号及び第三十八条に規定する手当は、その月において当該職務に従事した日が十日未満の場合には、これを支給しない。</p> <p>4 [略]</p> <p>第四十六条～第四十八条 [略]</p>

【第五条関係】

青森市職員の育児休業等に関する条例（平成十七年条例第四十八号）

新旧対照表

改正後			改正前		
第一条～第十七条 〔略〕			第一条～第十七条 〔略〕		
<p>（育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例）</p> <p>第十八条 育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例）</p> <p>第十八条 育児短時間勤務職員についての青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
第九条第三項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）	第九条第三項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	第二条第三項	第二条第二項		第二条第三項	第二条第二項
_____第十八条第三項、第二十四条第三項、第三十八条第三項及び	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	第十五条第三項、第十八条第三項、第二十四条第三項、第三十八条第三項及び	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	第二条第三項	第二条第二項		第二条第三項	第二条第二項

【第五条関係】

改正後			改正前		
第四十一条第 三項			第四十一条第 三項		
第四十五条第 四項	再任用短時 間勤務職員	育児短時間 勤務職員	第四十五条第 四項	再任用短時 間勤務職員	育児短時間 勤務職員
第十九条～第二十五条 〔略〕			第十九条～第二十五条 〔略〕		

【第六条関係】

青森市農業集落排水施設条例（平成十七年条例第百七十一号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>市の設置する</u>  <u>農業集落排水施設</u>  <u>(以下「施設」という。)</u>の<u>管理</u>                      について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 <u>削除</u></p> <p>第三条・第四条 [略]</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第五条 <u>公営企業管理者（以下「管理者」という。）</u>は、施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、処理区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>第六条 [略]</p> <p>(排水設備の新設等の手続)</p> <p>第七条 排水設備の新設、改造又は改築（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>に工事の申請をし、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、農業集落排水施設</u>  <u>の設置及び管理</u>                      について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 <u>農業集落における農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水施設（以下「施設」という。）を設置する。</u></p> <p>第三条・第四条 [略]</p> <p>(供用開始の告示等)</p> <p>第五条 <u>市長</u>  <u>は、施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、処理区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>第六条 [略]</p> <p>(排水設備の新設等の手続)</p> <p>第七条 排水設備の新設、改造又は改築（以下「新設等」という。）をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に工事の申請をし、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様</p>

【第六条関係】

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>(排水設備の接続方法)</p> <p>第八条 排水設備は、<u>規程</u>に定める基準に適合するもので、施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのないように接続しなければならない。</p> <p>第九条 [略]</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第十条 指定業者が、排水設備の新設等の工事を完了したときは、<u>管理者</u>に三日以内にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査に合格したときは、<u>管理者</u>は、当該排水設備の新設等を行った者に対し、標章及び検査済証を交付する。</p> <p>第十一条・第十二条 [略]</p> <p>(施設の使用開始等の届出)</p> <p>第十三条 使用者は、施設の使用を開始し、休止し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止している施設の使用を再開したときは、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第十四条 <u>管理者</u>は、施設の使用について、使用者又は水道事業条例第十四条に規定する管理人から使用料を徴収する。</p>	<p>とする。</p> <p>(排水設備の接続方法)</p> <p>第八条 排水設備は、<u>規則</u>に定める基準に適合するもので、施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのないように接続しなければならない。</p> <p>第九条 [略]</p> <p>(排水設備の工事の検査)</p> <p>第十条 指定業者が、排水設備の新設等の工事を完了したときは、<u>市長</u>に三日以内にその旨を届け出て、検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査に合格したときは、<u>市長</u>は、当該排水設備の新設等を行った者に対し、標章及び検査済証を交付する。</p> <p>第十一条・第十二条 [略]</p> <p>(施設の使用開始等の届出)</p> <p>第十三条 使用者は、施設の使用を開始し、休止し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止している施設の使用を再開したときは、遅滞なくその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第十四条 <u>市長</u>は、施設の使用について、使用者又は水道事業条例第十四条に規定する管理人から使用料を徴収する。</p>

【第六条関係】

改正後	改正前
<p>2 〔略〕</p> <p>第十五条 〔略〕</p> <p>(使用料の算定基準)</p> <p>第十六条 使用料は、毎月の定例日(使用料算定の基準日として、あらかじめ<u>管理者</u>が定めた日をいう。以下同じ。)現在によりその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、<u>管理者</u>は、定例日を変更することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第十七条 <u>管理者</u>は、青森市水道事業条例第十一条に規定するメーター(以下「メーター」という。)が一世帯又は一箇所に二個以上設置されている場合は、各メーターごとに使用料を算定する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第十八条・第十九条 〔略〕</p> <p>(排水量の認定等)</p> <p>第二十条 排水量の認定は、次に定めるところによる。ただし、これにより難しい場合は、使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>一 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共用で使用している場合等において、それぞれ使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u></p>	<p>2 〔略〕</p> <p>第十五条 〔略〕</p> <p>(使用料の算定基準)</p> <p>第十六条 使用料は、毎月の定例日(使用料算定の基準日として、あらかじめ<u>市長</u>が定めた日をいう。以下同じ。)現在によりその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、<u>市長</u>は、定例日を変更することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第十七条 <u>市長</u>は、青森市水道事業条例第十一条に規定するメーター(以下「メーター」という。)が一世帯又は一箇所に二個以上設置されている場合は、各メーターごとに使用料を算定する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第十八条・第十九条 〔略〕</p> <p>(排水量の認定等)</p> <p>第二十条 排水量の認定は、次に定めるところによる。ただし、これにより難しい場合は、使用者の使用の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>一 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共用で使用している場合等において、それぞれ使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して<u>市長</u></p>

【第六条関係】

改正後	改正前
<p>が認定する。</p> <p>二 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が排水量と著しく異なるものを営む使用者から毎月の排水量を記載した申告書が<u>管理者</u>に提出されたときは、<u>管理者</u>は当該申告書の内容を審査して、排水量を認定する。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、前二項の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p> <p>4 [略]</p>	<p>が認定する。</p> <p>二 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が排水量と著しく異なるものを営む使用者から毎月の排水量を記載した申告書が<u>市長</u>に提出されたときは、<u>市長</u>は当該申告書の内容を審査して、排水量を認定する。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前二項の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第二十一条 使用料は、口座振替若しくは納入通知書又は集金の方法により、毎月徴収する。ただし、施設の使用を休止又は廃止したとき及び<u>管理者</u>において必要があると認めるときは、随時に徴収し、又は二月分以上をまとめて徴収することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定にかかわらず、納入者から使用料の概算額予納の申出があったときは、これを納付させることができる。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第二十一条 使用料は、口座振替若しくは納入通知書又は集金の方法により、毎月徴収する。ただし、施設の使用を休止又は廃止したとき及び<u>市長</u>において必要があると認めるときは、随時に徴収し、又は二月分以上をまとめて徴収することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定にかかわらず、納入者から使用料の概算額予納の申出があったときは、これを納付させることができる。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第二十二条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第二十二条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>

【第六条関係】

改正後	改正前
<p>(資料の提出)</p> <p>第二十三条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第二十四条 管理者は、地方自治法第二百二十七条の規定により、第十条第一項の規定に基づく工事完了の検査一件につき、当該水洗化工事費総額の千分の七に相当する額(二万円を限度とする。)の手数料を、当該検査の申込みの際に徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、管理者が認めた特別の理由のない限り還付しない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は五万円以下の過料に処する。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 この条例の規定に基づく届出を怠り、又は管理者に提出する書類に不実の記載をして提出した者</p> <p>第二十六条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円)以下の過料に処する。</p> <p>第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、そ</p>	<p>(資料の提出)</p> <p>第二十三条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第二十四条 市長は、地方自治法第二百二十七条の規定により、第十条第一項の規定に基づく工事完了の検査一件につき、当該水洗化工事費総額の千分の七に相当する額(二万円を限度とする。)の手数料を、当該検査の申込みの際に徴収する。</p> <p>2 前項の手数料は、市長が認めた特別の理由のない限り還付しない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は五万円以下の過料に処する。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 この条例の規定に基づく届出を怠り、又は市長に提出する書類に不実の記載をして提出した者</p> <p>第二十六条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円)以下の過料に処する。</p> <p>第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、そ</p>



【第六条関係】

改正後	改正前
<p>の法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p> <p>(委任)</p> <p>第二十八条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、前三条に定めるものを除き、管理者が別に定める。</u></p>	<p>の法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p> <p>(委任)</p> <p>第二十八条 <u>この条例に関し必要な事項は、</u> <u>市長が定める。</u></p> <p>_____</p>

【第七条関係】

青森市下水道条例（平成十七年条例第二百一号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次〔略〕</p> <p>第一条・第二条〔略〕</p> <p>（排水設備の接続方法及び内径等）</p> <p>第三条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二〔略〕</p> <p>三 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規程</u>の定めるものによること。</p> <p>四 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>公営企業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が三メートル以下のものの内径は七十五ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>〔略〕</p> <p>五 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水</p>	<p>目次〔略〕</p> <p>第一条・第二条〔略〕</p> <p>（排水設備の接続方法及び内径等）</p> <p>第三条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二〔略〕</p> <p>三 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>規則</u>の定めるものによること。</p> <p>四 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>市長</u> _____が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が三メートル以下のものの内径は七十五ミリメートル以上とすることができる。</p> <p>〔略〕</p> <p>五 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が三メートル以下のものの内径は七十五ミリメートル以上とすることができる。</p>	<p>渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が三メートル以下のものの内径は七十五ミリメートル以上とすることができる。</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>第四条 〔略〕</p>	<p>第四条 〔略〕</p>
<p>(排水設備等の計画の確認)</p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p>
<p>第五条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行うおうとする者は、あらかじめ、その計画による排水設備等の設置及び構造について、<u>管理者</u>の定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、確認を受けなければならない。</p>	<p>第五条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行うおうとする者は、あらかじめ、その計画による排水設備等の設置及び構造について、<u>市長</u>の定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、確認を受けなければならない。</p>
<p>2 前項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更であって、事前にその旨を<u>管理者</u>に届け出た場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更であって、事前にその旨を<u>市長</u>に届け出た場合は、この限りでない。</p>
<p>(排水設備等の工事の施行)</p>	<p>(排水設備等の工事の施行)</p>
<p>第六条 排水設備等の新設等の工事は、市又は排水設備等の工事について技能を有する者として<u>管理者</u>が指定する市指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。</p>	<p>第六条 排水設備等の新設等の工事は、市又は排水設備等の工事について技能を有する者として<u>市長</u>が指定する市指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>2 指定業者は、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行することとし、<u>管理者</u>が必要と認めた場合は事前に工事材料の検査を受けなければならない。</p>	<p>2 指定業者は、前条の規定により確認を受けた書類に基づき工事を施行することとし、<u>市長</u>が必要と認めた場合は事前に工事材料の検査を受けなければならない。</p>
<p>第七条 〔略〕</p>	<p>第七条 〔略〕</p>
<p>(指定の申請手続)</p> <p>第八条 指定業者の指定を受けようとする者は、<u>規程</u>で定める申請書に次に掲げる書類を添えて<u>管理者</u>に申請しなければならない。</p>	<p>(指定の申請手続)</p> <p>第八条 指定業者の指定を受けようとする者は、<u>規則</u>で定める申請書に次に掲げる書類を添えて<u>市長</u>に申請しなければならない。</p>
<p>一～五 〔略〕</p> <p>六 その他<u>管理者</u>が必要と認める書類</p>	<p>一～五 〔略〕</p> <p>六 その他<u>市長</u>が必要と認める書類</p>
<p>(指定証等の交付)</p> <p>第九条 <u>管理者</u>は、前条の申請をした者が第七条に規定する資格要件に適合する場合は、その者に対し、指定排水設備工事業者指定証（以下「指定証」という。）及び指定排水設備工事業者標示板（以下「標示板」という。）を交付するものとする。</p>	<p>(指定証等の交付)</p> <p>第九条 <u>市長</u>は、前条の申請をした者が第七条に規定する資格要件に適合する場合は、その者に対し、指定排水設備工事業者指定証（以下「指定証」という。）及び指定排水設備工事業者標示板（以下「標示板」という。）を交付するものとする。</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>(指定の有効期間及び更新手続)</p>	<p>(指定の有効期間及び更新手続)</p>
<p>第十条 〔略〕</p> <p>2 指定業者は、前項の有効期間の満了に際し指定の更新をしようとするときは、<u>規程</u>で定める申請書により<u>管理者</u>に申請しなければならない。</p>	<p>第十条 〔略〕</p> <p>2 指定業者は、前項の有効期間の満了に際し指定の更新をしようとするときは、<u>規則</u>で定める申請書により<u>市長</u>に申請しなければならない。</p>
<p>3 〔略〕</p>	<p>3 〔略〕</p>
<p>第十一条 〔略〕</p>	<p>第十一条 〔略〕</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>(指定の停止又は取消し)</p> <p>第十二条 <u>管理者</u>は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を一定の期間停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 正当な理由がなく、下水道に関する法令に基づいて<u>管理者</u>が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 <u>管理者</u>に対し指定の取消しを申し出たとき。</p> <p>六 [略]</p> <p>2 指定業者は、前項の規定により指定を一定期間停止され、若しくは取り消されたとき、又は第十条第二項の規定による申請をしなかったときは、指定証及び標示板を速やかに<u>管理者</u>に返納しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する指定の停止又は取消しのため指定業者に損害を及ぼすことがあっても、<u>管理者</u>は、その責めを負わない。</p>	<p>(指定の停止又は取消し)</p> <p>第十二条 <u>市長</u>は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を一定の期間停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 正当な理由がなく、下水道に関する法令に基づいて<u>市長</u>が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>四 [略]</p> <p>五 <u>市長</u>に対し指定の取消しを申し出たとき。</p> <p>六 [略]</p> <p>2 指定業者は、前項の規定により指定を一定期間停止され、若しくは取り消されたとき、又は第十条第二項の規定による申請をしなかったときは、指定証及び標示板を速やかに<u>市長</u>に返納しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する指定の停止又は取消しのため指定業者に損害を及ぼすことがあっても、<u>市長</u>は、その責めを負わない。</p>
<p>(変更の届出義務)</p> <p>第十三条 指定業者は、店舗の移転、廃業、転業、責任技術者の変更その他指定を受けたときの要件に変更があったときは、その都度速やかにこれを<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(指定業者の責務及び遵守事項)</p> <p>第十四条 指定業者は、下水道に関する法令、この条例及びこの条例に基づく<u>規程</u>その他<u>管理者</u>が定めるところに従い誠実に工事を</p>	<p>(変更の届出義務)</p> <p>第十三条 指定業者は、店舗の移転、廃業、転業、責任技術者の変更その他指定を受けたときの要件に変更があったときは、その都度速やかにこれを<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(指定業者の責務及び遵守事項)</p> <p>第十四条 指定業者は、下水道に関する法令、この条例及びこの条例に基づく<u>規則</u>その他<u>市長</u>が定めるところに従い誠実に工事を</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>施行しなければならない。</p> <p>2 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一～六 〔略〕</p> <p>七 災害等緊急時に排水設備等の復旧に関して<u>管理者</u>から協力要請があった場合は、これに協力するよう努めること。</p> <p>八 〔略〕</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第十五条 指定業者が排水設備等の新設等の工事を完了したときは、<u>管理者</u>に三日以内にその旨を届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査に合格したときは、<u>管理者</u>は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、標章及び検査済証を交付する。</p> <p>(特別の工事の負担金)</p> <p>第十六条 <u>管理者</u>は、法第十条第一項の規定により排水設備を設置すべき者の特別の必要により、公共下水道の施設の設置を行ったときは、当該施設の工事費及び管理費の全部又は一部をその者に負担させることができる。</p> <p>第十七条～第十九条 〔略〕</p> <p>(除害施設の設置等計画の届出)</p> <p>第二十条 第十八条及び前条の規定により、除害施設を設け、又は必要な措置を講じようとする使用者は、あらかじめその計画を、<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p>	<p>施行しなければならない。</p> <p>2 指定業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一～六 〔略〕</p> <p>七 災害等緊急時に排水設備等の復旧に関して<u>市長</u>から協力要請があった場合は、これに協力するよう努めること。</p> <p>八 〔略〕</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第十五条 指定業者が排水設備等の新設等の工事を完了したときは、<u>市長</u>に三日以内にその旨を届け出て検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査に合格したときは、<u>市長</u>は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、標章及び検査済証を交付する。</p> <p>(特別の工事の負担金)</p> <p>第十六条 <u>市長</u>は、法第十条第一項の規定により排水設備を設置すべき者の特別の必要により、公共下水道の施設の設置を行ったときは、当該施設の工事費及び管理費の全部又は一部をその者に負担させることができる。</p> <p>第十七条～第十九条 〔略〕</p> <p>(除害施設の設置等計画の届出)</p> <p>第二十条 第十八条及び前条の規定により、除害施設を設け、又は必要な措置を講じようとする使用者は、あらかじめその計画を、<u>市長</u>に届け出なければならない。</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>第二十一条 〔略〕</p> <p>(使用の開始等の届出)</p> <p>第二十二条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第二十三条 <u>管理者</u>は、公共下水道の使用について、使用者又は水道事業条例第十四条に規定する管理人から使用料を徴収する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>(使用料の算定基準)</p> <p>第二十五条 使用料は、毎月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ、<u>管理者</u>が定めた日をいう。以下同じ。）現在によりその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、<u>管理者</u>は定例日を変更することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十六条 <u>管理者</u>は、水道事業条例第十一条に規定するメーター（以下「メーター」という。）が一世帯又は一箇所に二個以上</p>	<p>第二十一条 〔略〕</p> <p>(使用の開始等の届出)</p> <p>第二十二条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第二十三条 <u>市長</u>は、公共下水道の使用について、使用者又は水道事業条例第十四条に規定する管理人から使用料を徴収する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十四条 〔略〕</p> <p>(使用料の算定基準)</p> <p>第二十五条 使用料は、毎月の定例日（使用料算定の基準日として、あらかじめ、<u>市長</u>が定めた日をいう。以下同じ。）現在によりその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、<u>市長</u>は定例日を変更することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十六条 <u>市長</u>は、水道事業条例第十一条に規定するメーター（以下「メーター」という。）が一世帯又は一箇所に二個以上</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>設置されている場合は、各メーターごとに使用料を算定する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十七条・第二十八条 〔略〕</p> <p>(排水量の認定等)</p> <p>第二十九条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。ただし、これにより難しい場合は、使用者の使用の態様を<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>一 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置（水道事業条例第二条に規定する給水装置をいう。）を共用で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>二 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を<u>管理者</u>が認定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者から毎月の排除した汚水の量を記載した申告書が<u>管理者</u>に提出されたときは、<u>管理者</u>は当該申告書の内容を審査して、排除した汚水の量を認定する。</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第一項の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p>	<p>設置されている場合は、各メーターごとに使用料を算定する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第二十七条・第二十八条 〔略〕</p> <p>(排水量の認定等)</p> <p>第二十九条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。ただし、これにより難しい場合は、使用者の使用の態様を<u>市長</u>が認定する。</p> <p>一 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置（水道事業条例第二条に規定する給水装置をいう。）を共用で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を<u>市長</u>が認定する。</p> <p>二 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を<u>市長</u>が認定する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者から毎月の排除した汚水の量を記載した申告書が<u>市長</u>に提出されたときは、<u>市長</u>は当該申告書の内容を審査して、排除した汚水の量を認定する。</p> <p>3 <u>市長</u>は、第一項の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。</p>



【第七条関係】

改正後	改正前
<p>4 〔略〕</p> <p>5 <u>管理者</u>は、第三項に規定する装置の取付けにより、排水設備等を損傷した場合には、当該使用者に対し、その必要が生じた限度において、原状回復又は損失を補償する。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第三十条 使用料は、口座振替若しくは納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、公共下水道の使用を休止又は廃止したとき及び<u>管理者</u>において必要があると認めたときは、随時に徴収し、又は二月分以上をまとめて徴収することができる。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定にかかわらず、納入者から使用料の概算額予納の申出があったときは、これを納付させることができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を臨時に使用する場合には、<u>管理者</u>が定める使用料の概算額を前納しなければならない。</p> <p>5 前項の使用料は、使用の中止若しくは廃止の届出があったとき、又はそれらの状態にあると<u>管理者</u>が認めたときに、これを精算し、過不足があるときは、還付し、又は追徴する。</p> <p>(督促)</p> <p>第三十条の二 <u>管理者</u>又は<u>管理者</u>の委任を受けた職員は、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後二十日</p>	<p>4 〔略〕</p> <p>5 <u>市長</u>は、第三項に規定する装置の取付けにより、排水設備等を損傷した場合には、当該使用者に対し、その必要が生じた限度において、原状回復又は損失を補償する。</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第三十条 使用料は、口座振替若しくは納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、公共下水道の使用を休止又は廃止したとき及び<u>市長</u>において必要があると認めたときは、随時に徴収し、又は二月分以上をまとめて徴収することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定にかかわらず、納入者から使用料の概算額予納の申出があったときは、これを納付させることができる。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を臨時に使用する場合には、<u>市長</u>が定める使用料の概算額を前納しなければならない。</p> <p>5 前項の使用料は、使用の中止若しくは廃止の届出があったとき、又はそれらの状態にあると<u>市長</u>が認めたときに、これを精算し、過不足があるときは、還付し、又は追徴する。</p> <p>(督促)</p> <p>第三十条の二 <u>市長</u>又は<u>市長</u>の委任を受けた職員は、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後二十日</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>以内に督促状を発行しなければならない。                      2・3 [略]</p>	<p>以内に督促状を発行しなければならない。                      2・3 [略]</p>
<p>第三十条の三 [略]</p>	<p>第三十条の三 [略]</p>
<p>(滞納処分)</p>	<p>(滞納処分)</p>
<p>第三十条の四 [略]                      2 前項の滞納処分の執行は、<u>管理者</u>又は<u>管理者の委任を受けた職員</u>がこれに当たる。</p>	<p>第三十条の四 [略]                      2 前項の滞納処分の執行は、<u>市長</u>又は<u>市長</u>の委任を受けた職員がこれに当たる。</p>
<p>(延滞金の免除)</p>	<p>(延滞金の免除)</p>
<p>第三十条の五 <u>管理者</u>は、使用料の滞納についてやむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>第三十条の五 <u>市長</u>は、使用料の滞納についてやむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金の全部又は一部を免除することができる。</p>
<p>(使用料等の減免又は徴収猶予)</p>	<p>(使用料等の減免又は徴収猶予)</p>
<p>第三十一条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>第三十一条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>
<p>(資料の提出)</p>	<p>(資料の提出)</p>
<p>第三十二条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>第三十二条 <u>市長</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(手数料)</p>	<p>(手数料)</p>
<p>第三十三条 <u>管理者</u>は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により、次の各号に定める事務の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を当該事務を行う際に徴収する。</p>	<p>第三十三条 <u>市長</u>は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により、次の各号に定める事務の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を当該事務を行う際に徴収する。</p>
<p>一・二 [略]</p>	<p>一・二 [略]</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>2 前項の手数料は、<u>管理者</u>が認めた特別の理由のない限り還付しない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第三十四条 法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>(占有)</p> <p>第三十六条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可申請書を提出して<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(占有料)</p> <p>第三十七条 〔略〕</p> <p>2 <u>管理者</u>は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当し、その許可を取り消した場合には、その残期間に属する占有料を還付する。</p>	<p>2 前項の手数料は、<u>市長</u>が認めた特別の理由のない限り還付しない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第三十四条 法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>第三十五条 〔略〕</p> <p>(占有)</p> <p>第三十六条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可申請書を提出して<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(占有料)</p> <p>第三十七条 〔略〕</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当し、その許可を取り消した場合には、その残期間に属する占有料を還付する。</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>一～三 〔略〕</p> <p>第三十八条・第三十九条 〔略〕</p> <p>(原状回復)</p> <p>第四十条 第三十六条第一項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると<u>管理者</u>において認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>管理者</u>は、第三十六条第一項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>(公共下水道の構造の基準)</p> <p>第四十一条 法第七条第二項に規定する条例で定める公共下水道（工事を施行するために仮に設けられる公共下水道及び非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道を除く。）の構造の基準は、次の各号に掲げる下水道の施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 排水施設（これを補完する施設を含む。） 次に掲げる基準</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p> <p>ハ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規程</u>で定めるもの</p>	<p>一～三 〔略〕</p> <p>第三十八条・第三十九条 〔略〕</p> <p>(原状回復)</p> <p>第四十条 第三十六条第一項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると<u>市長</u>において認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、第三十六条第一項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p> <p>(公共下水道の構造の基準)</p> <p>第四十一条 法第七条第二項に規定する条例で定める公共下水道（工事を施行するために仮に設けられる公共下水道及び非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道を除く。）の構造の基準は、次の各号に掲げる下水道の施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 排水施設（これを補完する施設を含む。） 次に掲げる基準</p> <p>イ・ロ 〔略〕</p> <p>ハ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則</u>で定めるもの</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>を除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられたものであること。</p> <p>ニ [略]</p> <p>ホ 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規程</u>で定める措置が講じられたものであること。</p> <p>ヘ 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規程</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものであること。</p> <p>ト～ヌ [略]</p> <p>ニ 処理施設（これを補完する施設を含む。）次に掲げる基準</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 終末処理場のうち、汚泥処理施設（汚泥を処理する施設をいう。）にあっては、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置が講じられたものであること。</p> <p>（終末処理場の維持管理）</p> <p>第四十二条 法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 前号に規定するもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液</p>	<p>を除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられたものであること。</p> <p>ニ [略]</p> <p>ホ 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の<u>規則</u>で定める措置が講じられたものであること。</p> <p>ヘ 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>規則</u>で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものであること。</p> <p>ト～ヌ [略]</p> <p>ニ 処理施設（これを補完する施設を含む。）次に掲げる基準</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 終末処理場のうち、汚泥処理施設（汚泥を処理する施設をいう。）にあっては、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置が講じられたものであること。</p> <p>（終末処理場の維持管理）</p> <p>第四十二条 法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 前号に規定するもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液</p>

【第七条関係】

改正後	改正前
<p>又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規程</u>で定める措置を講ずること。</p> <p>第四十三条 〔略〕</p> <p>（罰則）</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一～七 〔略〕</p> <p>八 <u>第四十条第二項</u>の規定による指示に従わなかった者</p> <p>第四十五条 詐欺その他不正な手段により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円）以下の過料に処する。</p> <p>第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p> <p>（委任）</p> <p>第四十七条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、前三条に定めるものを除き、管理者が別に定める。</u></p>	<p>又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>規則</u>で定める措置を講ずること。</p> <p>第四十三条 〔略〕</p> <p>（罰則）</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一～七 〔略〕</p> <p>八 <u>前条第二項</u>の規定による指示に従わなかった者</p> <p>第四十五条 詐欺その他不正な手段により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円）以下の過料に処する。</p> <p>第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p> <p>（委任）</p> <p>第四十七条 <u>この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</u></p>

【第八条関係】

青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成十七年条例第二百二号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 〔略〕</p> <p>（受益者）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 <u>公営企業管理者</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>（排水区域の公告）</p> <p>第三条 <u>管理者</u>は、この条例の施行後遅滞なく排水区域を公告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第五条 <u>管理者</u>は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「<u>賦課対象区域</u>」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>（負担金の賦課及び徴収）</p> <p>第六条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに第四条の規定により</p>	<p>第一条 〔略〕</p> <p>（受益者）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 <u>市長</u></p> <p>____は、排水区域内における土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>（排水区域の公告）</p> <p>第三条 <u>市長</u>は、この条例の施行後遅滞なく排水区域を公告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第五条 <u>市長</u>は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域（以下「<u>賦課対象区域</u>」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>（負担金の賦課及び徴収）</p> <p>第六条 <u>市長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに第四条の規定により</p>

【第八条関係】

改正後	改正前
<p>算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p>	<p>算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 <u>管理者</u>は、第一項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p>	<p>3 <u>市長</u>は、第一項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p>
<p>4 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>(負担金の賦課保留)</p>	<p>(負担金の賦課保留)</p>
<p>第七条 <u>管理者</u>は、前条の規定にかかわらず、賦課対象区域内に存する土地に特別の事情があるときは、<u>規程</u>で定めるところにより、賦課を保留することができる。</p>	<p>第七条 <u>市長</u>は、前条の規定にかかわらず、賦課対象区域内に存する土地に特別の事情があるときは、<u>規則</u>で定めるところにより、賦課を保留することができる。</p>
<p>(負担金の徴収猶予)</p>	<p>(負担金の徴収猶予)</p>
<p>第八条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金（第三号に該当する場合にあっては、千平方メートルを超える部分に係る負担金）の徴収を猶予することができる。</p>	<p>第八条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金（第三号に該当する場合にあっては、千平方メートルを超える部分に係る負担金）の徴収を猶予することができる。</p>
<p>一～三 [略]</p>	<p>一～三 [略]</p>
<p>四 前三号に掲げる場合のほか、<u>管理者</u>が特に必要と認めるとき。</p>	<p>四 前三号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要と認めるとき。</p>
<p>(負担金の減免)</p>	<p>(負担金の減免)</p>
<p>第九条 [略]</p>	<p>第九条 [略]</p>
<p>2 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p>
<p>一～六 [略]</p>	<p>一～六 [略]</p>
<p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p>	<p>(受益者に変更があった場合の取扱い)</p>



【第八条関係】

改正後	改正前
<p>第十条 第五条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第六条第一項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(督促)</p> <p>第十一条 <u>管理者</u>は、納期限を過ぎても第六条第一項の規定により賦課した負担金を完納しない者があるときは、納期限後二十日以内に督促状を発行しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(延滞金)</p> <p>第十二条 <u>管理者</u>は、前条第一項に規定する負担金を納期限を過ぎても完納しない者があるときは、当該滞納金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント（納付期日の翌日から一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、災害その他特別の理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を徴収しないことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第十三条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>	<p>第十条 第五条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第六条第一項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(督促)</p> <p>第十一条 <u>市長</u>は、納期限を過ぎても第六条第一項の規定により賦課した負担金を完納しない者があるときは、納期限後二十日以内に督促状を発行しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(延滞金)</p> <p>第十二条 <u>市長</u>は、前条第一項に規定する負担金を納期限を過ぎても完納しない者があるときは、当該滞納金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント（納付期日の翌日から一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、災害その他特別の理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を徴収しないことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第十三条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

【第九条関係】

青森市公共下水道事業分担金条例（平成十七年条例第二百六十七号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条・第二条　〔略〕</p> <p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第三条　公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、毎年度の当初に、当該年度内に分担金を賦課しようとする区域を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>第四条　〔略〕</p> <p>（分担金の賦課及び徴収）</p> <p>第五条　管理者は、第三条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2　〔略〕</p> <p>3　管理者は、第一項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4　〔略〕</p> <p>（分担金の賦課保留）</p> <p>第六条　管理者は、前条の規定にかかわらず、賦課対象区域内に存する土地に特別の事情があるときは、<u>規程</u>に定める基準に基づき、当該土地に対する分担金の賦課を保留することができる。</p>	<p>第一条・第二条　〔略〕</p> <p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第三条　市長 _____は、毎年度の当初に、当該年度内に分担金を賦課しようとする区域を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>第四条　〔略〕</p> <p>（分担金の賦課及び徴収）</p> <p>第五条　市長 _____は、第三条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2　〔略〕</p> <p>3　市長 _____は、第一項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4　〔略〕</p> <p>（分担金の賦課保留）</p> <p>第六条　市長 _____は、前条の規定にかかわらず、賦課対象区域内に存する土地に特別の事情があるときは、<u>規則</u>に定める基準に基づき、当該土地に対する分担金の賦課を保留することができる。</p>

【第九関係】

改正後	改正前
<p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第七条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金（第三号に該当する場合にあつては、千平方メートルを超える部分に係る分担金）の徴収を猶予することができる。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、<u>管理者</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第八条 〔略〕</p> <p>2 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>一～六 〔略〕</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第九条 第三条の公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>管理者</u>に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第五条第一項の規定により賦課された分担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(督促)</p> <p>第十条 <u>管理者</u>は、納期限を過ぎても第五条第一項の規定により賦課した分担金を完納しない者があるときは、納期限後二十日以内に督促状を発行しなければならない。</p>	<p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第七条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分担金（第三号に該当する場合にあつては、千平方メートルを超える部分に係る分担金）の徴収を猶予することができる。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第八条 〔略〕</p> <p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>一～六 〔略〕</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い)</p> <p>第九条 第三条の公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第五条第一項の規定により賦課された分担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(督促)</p> <p>第十条 <u>市長</u>は、納期限を過ぎても第五条第一項の規定により賦課した分担金を完納しない者があるときは、納期限後二十日以内に督促状を発行しなければならない。</p>

【第九条関係】

改正後	改正前
<p>2・3 〔略〕</p> <p>(延滞金)</p> <p>第十一条 <u>管理者</u>は、前条第一項に規定する分担金を納期限を過ぎても完納しない者があるときは、当該滞納金の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、災害その他特別の理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を徴収しないことができる。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>2 前項の滞納処分の執行は、<u>管理者</u>又は<u>管理者の委任を受けた職員</u>がこれに当たる。</p> <p>(委任)</p> <p>第十三条 この条例の施行について必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。</p>	<p>2・3 〔略〕</p> <p>(延滞金)</p> <p>第十一条 <u>市長</u>は、前条第一項に規定する分担金を納期限を過ぎても完納しない者があるときは、当該滞納金の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、災害その他特別の理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を徴収しないことができる。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第十二条 〔略〕</p> <p>2 前項の滞納処分の執行は、<u>市長</u>又は<u>市長の委任を受けた職員</u>がこれに当たる。</p> <p>(委任)</p> <p>第十三条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>